
平成 2 8 年第 3 回 泉南市議会定例会 議会議案書

議 案 一 覧 表

(平成28年8月30日提出)

議 案	件 名	委員会名	ページ
委員会提出 議案第1号	泉南市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	議会運営委員会	1
委員会提出 議案第2号	泉南市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	議会運営委員会	5

委員会提出議案第 1 号

泉南市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 8 年 8 月 3 0 日提出

議会運営委員会委員長 南 良徳

提案理由

泉南市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 2 5 年泉南市条例第 2 号）及び泉南市議会政務活動費の交付に関する条例の臨時特例に関する条例（平成 2 5 年泉南市条例第 3 2 号）を廃止する条例が平成 2 8 年 8 月 1 日に施行されたことに伴い、本議会基本条例において所要の措置を講じる必要から本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市議会基本条例の一部を改正する条例

泉南市議会基本条例（平成27年泉南市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 章 政務活動費（第16条）」を「第 7 章 削除」に改める。

第 7 章を次のように改める。

第 7 章 削除

第16条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

委員会提出議案第 2 号

泉南市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 8 年 8 月 3 0 日提出

議会運営委員会委員長 南 良徳

提案理由

泉南市議会議員定数条例(昭和56年泉南市条例第16号)の一部を改正する条例が平成 2 8 年 6 月 2 1 日に施行されたことに伴い、本委員会条例において所要の措置を講じる必要から本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市議会委員会条例の一部を改正する条例

泉南市議会委員会条例（平成13年泉南市条例第13号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「9人」を「8人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年10月28日から施行する。